

令和6年第11回伊賀市教育委員会 議事日程

令和6年10月24日 10:00～

伊賀市役所 4階 会議室406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和6年第10回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第43号 教育委員会職員の任免に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第44号 伊賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第45号 伊賀市文化財保護指導委員の委嘱について

日程第5 報告説明事項

① 寄附について

② 企画展示「俳諧の世界」の開催について

③ 調べ学習「本について調べよう」の開催について

④ その他

議案第 43 号

教育委員会職員の任免に係る専決処分の承認について

教育委員会職員の任免に係る専決処分の承認について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 10 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

異動内容 【詳細資料省略】

議案第 44 号

伊賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

伊賀市文化財保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 271 号）第 52 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 6 年 10 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 委嘱理由 伊賀市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、委員の委嘱を行おうとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

伊賀市文化財保護審議会委員(案) 委嘱期間:令和6年11月1日～令和8年10月31日

No.	氏名	選出分野	新・再任別	備考
1	滝井利彰	有形文化財(建造物)	再任(20年)	
2	四辻秀紀	有形文化財(絵画・古筆)	再任(10年)	
3	福田良彦	民俗文化財	再任(14年)	
4	佐々木聖佳	民俗文化財	再任(20年)	
5	瀧川和也	有形文化財(彫刻)	再任(10年)	
6	穂積裕昌	史跡・有形文化財(考古資料)	再任(8年)	
7	平山大輔	天然記念物(植物)	再任(8年)	
8	長村祥知	有形文化財(文書)	再任(10年)	
9	大井隆弘	有形文化財(建造物)	新任	

第9章 伊賀市文化財保護審議会

(設置及び任務)

第52条 教育委員会に伊賀市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれからの事項に関して教育委員会に建議する。

(委員等)

第53条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第54条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議を行う期間とする。

(会長及び副会長)

第55条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第56条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第56条の2 審議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(雑則)

第57条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

議案第 45 号

伊賀市文化財保護指導委員の委嘱について

伊賀市文化財保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 271 号）第 58 条及び伊賀市文化財保護指導委員設置要綱（平成 16 年教育委員会告示第 13 号）の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 6 年 10 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1. 委嘱理由 伊賀市文化財保護指導委員の任期満了に伴い、委員の委嘱を行おうとする。
2. 委嘱予定者 別紙のとおり
3. 委嘱期間 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

伊賀市文化財保護指導委員名簿(案)

委嘱期間:令和6年11月1日~令和7年10月31日

No.	氏名	初委嘱年月日	専門分野
1	森田 由一	平成19・11・1	樹木
2	木下 利子	平成21・11・1	建築
3	内保 隆幸	平成26・11・1	考古
4	溝渕 智美	平成28・11・1	古文書
5	西嶋 克司	令和2・11・1	郷土史
6	山本 直子	令和2・11・1	建築
7	加藤 綾香	令和5・11・1	民俗

改正

平成27年2月26日教委告示第4号

令和3年10月25日教委告示第22号

伊賀市文化財保護指導委員設置要綱

(趣旨)

第1条 伊賀市文化財保護条例第58条の規定に基づき、伊賀市内に所在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群及び埋蔵文化財（以下「文化財」という。）の保護をはかるため伊賀市文化財保護指導委員（以下「文化財保護指導委員」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 文化財保護指導委員は次に掲げる調査事項に従事する。

- (1) 伊賀市文化財パトロール事業における文化財の巡視及び調査
- (2) 市教育委員会が実施する文化財保護にかかる助言及び協力
- (3) 国、県営の各種開発事業における文化財の調査
- (4) 埋蔵文化財発掘調査における調査協力
- (5) その他、文化財の保護に関し必要と認める調査

(定数)

第3条 文化財保護指導委員の定数は20人以内とする。

(任用)

第4条 文化財保護指導委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の非常勤の特別職とする。

- 2 文化財保護指導委員は、大学において文化財に関する学科を専攻した者又は、それに準ずる専門的知識を有する者のうちから、伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- 3 文化財保護指導委員の任期期間は1年以内とし、再任することができる。

(勤務条件等)

第5条 この要綱に定めるもののほか、文化財保護指導委員の勤務条件、事務処理、その他服務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月26日から施行する。

附 則（平成27年2月26日教委告示第4号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月25日教委告示第22号）

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

令和6年第11回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2024年(令和6年)10月24日(木曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室 406
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、岡森委員、中委員、野口委員、川部事務局長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、川口生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 : 2人
5. 協議事項 : 議案第43号 教育委員会職員の任免に係る専決処分の承認について
議案第44号 伊賀市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第45号 伊賀市文化財保護指導委員の委嘱について
6. 報告事項 : ①寄附について
②企画展示「俳諧の世界」の開催について
③調べ学習「本について調べよう」の開催について
④その他

閉会 : 10時23分 署名委員 中委員

教育長 大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。上野天神祭も勝手神社のお祭りも、今年は残念な天気もありましたけど、おおむね晴れて、たくさんの方に見ていただいて、どちらもよかったなあというところです。また、10月には歴まちサミットもあって、伊賀中部地区の歴まちの首長さんに来ていただいて文化会館で開催し、無事に伊賀の地域を見ていただきながら終えることができました。本当にいろんな行事を進めていく中で、伊賀の文化は奥深いものがあるなど改めて感じるところでございます。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。それでは、これより令和6年第11回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、中委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、中委員といたします。よろしく申し上げます。

教育長 日程第2 令和6年第10回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

委員 6ページの生涯学習課長の3行目について、「呼び聞かせ」が「読み聞かせ」なのかなと思うのですが。

教育長 「読み聞かせ」ですね。よく見ていただきありがとうございます。訂正をお願いします。

教育長 その他はよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 他にございませんので、このようにさせていただきます。

教育長 日程第3 議案第43号 教育委員会職員の任免に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第43号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案43号は、可決いたしました。
もうすでに着任して、仕事の方はうまくいっていますよね。

いがっこ給食センター夢所長 異動になった職員につきましては、以前、給食センターに勤務しておりましたので、順調に順次進めております。

教育長 日程第4 議案第44号 伊賀市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。
文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。
新たに、8名から9名に追加をしたということですか。

文化財課長 はい。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第44号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案44号は、可決いたしました。
続きまして、議案第45号 伊賀市文化財保護指導委員の委嘱についてを議題といたします。
文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 先ほどの44号の審議会の委員さんと、今回のこの保護指導委員さんとは、重なってる方もいてくれますけども、審議する方とパトロールする方というのが大きな違いなのではないでしょうか。

文化財課長 そうです。

委員 意見交流とかもするのでしょうか。

文化財課長 基本は2つの会で交流はないのですけれども、先ほど申し上げた審議会の委員さんは文化財の調査でありますとか、指定文化財の委員は提案といったところ

ろになります。保護指導員さんにつきましては、どちらかというパトロールや地域に根差した形で活動いただいているというところをごさいますて、そこは少し役割が違うということで、すみ分けさせていただいております。

委員 その情報交換をして、こういうところをパトロールして欲しいとかそんなことはないのでしょうか。

文化財課長 それは事務局を通じてということになるかと思いますが、お願いさせていただきます。

委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

委員 お伺いします。44号の選出分野の分類の例えば彫刻や建築物というものと、45号の専門分野の文言の中にうまくとリンクといいますか、分け方に根本的な違いがあるのでしょうか。

文化財課長 表記があまり適切でないところもあったりするんですけども、保護指導委員の場合は、普段お仕事に従事をされているという中で、或いはこれまで学校されてきたということも含めて書かせていただいております、本来は専門分野ということなので、保護指導委員の方でも例えば植物とか、建築とかって言う言葉が適切かなというところで少しちょっと適切でない部分もあるんですけども、実際、業務といいますか、日常の仕事に従事してる中で、専門的な領域という形で書かせていただいているところをごさいます。

委員 ということは、対象になっているものが、今審議されてる内容と、指導していただいている内容としては、表示が違ってもちゃんとリンクしているということでしょうか。

文化財課長 はい。

教育長 他にいかがでしょうか。委員さんの報酬は、どの程度出ていますか。

文化財課長 報酬の規定に従いまして、支出をさせていただいているということでございまして、日額報酬は6,000円です。

教育長 なるほど。してもらった時にはその報酬をお支払いするということですね。

文化財課長 はい。パトロールや個別の指導などをしてもらった時には、お支払いしています。

教育長 討論に入ります。それではご意見ございませんか。

委員 すいません。この樹木というのはどういうことなのでしょうか。

文化財課長 例えば、市の天然記念物で樹木が幾つかございます。杉、檜など。そういったものの樹勢が弱っているとか、一部枯死している時にどういった手当をするかというご指導やパトロールなどをお願いしています。

委員 指導員の中に伊勢市の方がおられます。どういった経緯で、この方がお見え

なのでしょうか。

文化財課長 もともと建築の関係で、三重ヘリテージの会という会があって、構造物の図面をひいたり調査をしたりする会なのですが、その中の方で、文化財保護審議会委員のご紹介でお願いしました。

教育長 他によろしいか。

委員 人数的には 20 名までおけるとなっているが、7 人で足りているのでしょうか。

文化財課長 図面をひいたり、パトロールにしても専門的な知見が必要となりますので、なかなかお願いできる方がいないというのが現状です。そのような方がみえたら随時お願いしているというところです。

委員 分野的には、網羅されているのですか。

文化財課長 一定網羅できていると考えています。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 45 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案 45 号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、日程第 6 報告説明事項に移ります。事項①番 寄附についてを教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

教育長 句会のカードゲームを昨日の校長会で配布しました。やり方にコツがいるが、これを広めていきながら、俳句に親しんでいただいで身近なものにしていこうということです。伊賀名張の先生が集まって作っていただいたもので、これは販売していません。問い合わせもあるようです。

教育長 それでは、事項②番 企画展示「俳諧の世界」の開催についてを上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 続いて、事項③番 調べ学習「本について調べよう」の開催についての説明をお願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 応募、超えるかもわかりませんね。

上野図書館長 そんなにないです。PRを頑張っているのと、例年の夏休みにしておりましたが、夏休みは皆さんお忙しくてなかなか参加ができないのかなと思い、今年は秋の時期に変更しました。

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項③番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

教育長 それでは、これをもちまして、第10回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

10時23分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員